

前橋市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年6月25日

前橋市監査委員	関	哲哉
同	長岡敏夫	
同	横山勝彦	
同	近藤登	

内 監  
令和7年6月25日

前 橋 市 長 小 川 晶 様  
前 橋 市 議 会 議 長 富 田 公 隆 様

前橋市監査委員	関 哲 哉
同	長 岡 敏 夫
同	横 山 勝 彦
同	近 藤 登

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

## 公の施設の指定管理者監査結果報告書

### 1 監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

### 2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）に対する監査

### 3 監査の対象

#### (1) 対象団体

公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）のうち、抽出した以下の団体（関係する所管課を含む）

社会福祉法人前橋市社会福祉協議会（所管課：障害福祉課）

前橋市農業協同組合（所管課：農政課）

株式会社ミツミファーム（所管課：農政課）

#### (2) 対象年度

令和6年度における公の施設管理に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和7年度も対象としました。

### 4 監査の着眼点

監査に当たっては、リスクアプローチの手法により、リスクを評価した上で、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

#### (団体関係)

- ・施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用料金等が適正に収納されているか。
- ・施設の利用促進のための努力はなされているか。
- ・公の施設管理に係る収支と他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・公の施設管理に係る収支会計経理及び出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・施設の安全管理及び衛生管理は良好か。また、施設の管理マニュアルや緊急時の対応マニュアルはあるか。
- ・協定等に基づく個人情報の保護を遵守しているか。

#### (所管課関係)

- ・指定管理者の指定手続は、適正・公正に行われているか。
- ・協定書の締結は適正に行われているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ・事業報告書等により業務の実施状況及び施設の管理状況を把握し、必要な指示を適切に行っているか。

## 5 監査の実施内容

公の施設の管理に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、各団体から概要聴取と質疑等を行いました。また、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

更に、監査対象団体が管理を行っている市有施設が適切に管理されているかを確認するため、実地監査も行いました。

## 6 監査期間

令和7年5月7日から同年6月25日まで

## 7 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、次に記載のとおり改善を要する事項及び事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各団体及び各市所管課に対して改善等を指導しました。

### (1) 公の施設の指定管理者：社会福祉法人前橋市社会福祉協議会（要望事項1件）

対象施設：地域活動支援センター（地域活動支援センターこころほか4施設）

#### ア 施設の維持管理について（要望事項）

地域活動支援センターふじみにおいて、施設が30年以上経過しているため、外壁や屋根が経年劣化している。

同様に内装においても、修繕を行っているが、床材の摩耗、天窓からの雨漏りなど老朽化により改修が必要な状況である。

加えて、空調設備機器の不具合、廊下の照明の照度不足など、設備機器においても改修が必要な状況である。

指定管理者として施設及び設備の維持管理に関する業務を行っていることから、市所管課が実施する施設の計画的な改修の検討について協力されたい。

### (2) 障害福祉課（要望事項1件）

#### ア 施設の維持管理について（要望事項）

地域活動支援センターふじみにおいて、施設が30年以上経過しているため、外壁や屋根が経年劣化している。

同様に内装においても、修繕を行っているが、床材の摩耗、天窓からの雨漏りなど老朽化により改修が必要な状況である。

加えて、空調設備機器の不具合、廊下の照明の照度不足など、設備機器においても改修が必要な状況である。

財務規則第184条では、主務課長は所管に属する公有財産について、使用状況及び維持保全状況の適否、その他管理上必要な事項について、その状況を把握し、適切な措置を講じなければならないと規定されているため、指定管理者と連携し、施設の計画的な改修について検討されたい。

- (3) 公の施設の指定管理者：社会福祉法人前橋市社会福祉協議会  
対象施設：多機能型事業所こころ  
指定管理者に係る出納その他の事務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。
- (4) 障害福祉課  
指定管理者に係る事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。
- (5) 公の施設の指定管理者：前橋市農業協同組合（指摘事項 2 件）  
対象施設：地産地消センター
- ア 事業報告書について（指摘事項）  
事業報告書において、公の施設の管理に関する基本協定書で規定している記載すべき項目の一部が漏れたまま提出していた。  
平成 30 年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、公の施設の管理に関する基本協定書にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。
- イ 収支計画書について（指摘事項）  
年度計画書の一つである収支計画書において、指定管理業務仕様書で繰越額等の内容が分かるよう次年度収支計画書に記載すると規定しているが、前年度からの繰越金が記載されていなかった。  
指定管理業務仕様書にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。
- (6) 農政課（指摘事項 2 件）
- ア 事業報告書について（指摘事項）  
事業報告書において、公の施設の管理に関する基本協定書で規定している記載すべき項目の一部が漏れているにもかかわらず、提出を受けていた。  
平成 30 年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、公の施設の管理に関する基本協定書にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。
- イ 収支計画書について（指摘事項）  
年度計画書の一つである収支計画書において、指定管理業務仕様書で繰越額等の内容が分かるよう次年度収支計画書に記載すると規定しているが、前年度からの繰越金が記載されていないにもかかわらず、提出を受けていた。  
指定管理業務仕様書にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。
- (7) 公の施設の指定管理者：前橋市農業協同組合（指摘事項 2 件、要望事項 1 件）  
対象施設：富士見農産物加工施設
- ア 収支計画書について（指摘事項）  
年度計画書の一つである収支計画書において、指定管理業務仕様書で繰越額等の内容が分かるよう次年度収支計画書に記載すると規定しているが、前年度からの繰越金が記載されていなかった。  
令和 3 年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、指定管理業務仕様書にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 収支決算書について（指摘事項）

収支決算書において、次のような誤りがあった。正確に処理するよう改善されたい。

(ア) 決算額と対比する予算額の欄に、前年度の予算額が記載されていた。

(イ) 帳簿上の金額に誤りがあり、その金額のまま決算されていた。

(ウ) 繰越金額と通帳残高（翌年度当初に支払う当該年度分の経費を差し引く。）が一致しなかった。

ウ 利用者数の減少等への対応について（要望事項）

利用者数が減少の傾向にあるが、この要因は、利用グループの構成員の高齢化によるものとのことである。この傾向は、今後も継続すると見込まれるので、当該施設が広く市民に有効活用されるよう、市所管課と連携し、指定管理者としてできることについて、検討されたい。

(8) 農政課（指摘事項 2 件、要望事項 2 件）

ア 収支計画書について（指摘事項）

年度計画書の一つである収支計画書において、指定管理業務仕様書で繰越額等の内容が分かるよう次年度収支計画書に記載すると規定しているが、前年度からの繰越金が記載されていないにもかかわらず、提出を受けていた。

令和 3 年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、指定管理業務仕様書にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 収支決算書について（指摘事項）

収支決算書において、次のような誤りがあった。正確に処理するよう確認の上、指導されたい。

(ア) 決算額と対比する予算額の欄に、前年度の予算額が記載されていた。

(イ) 帳簿上の金額に誤りがあり、その金額のまま決算されていた。

(ウ) 繰越金額と通帳残高（翌年度当初に支払う当該年度分の経費を差し引く。）が一致しなかった。

ウ 利用者数の減少等への対応について（要望事項）

利用者数が減少の傾向にあるが、この要因は、利用グループの構成員の高齢化によるものとのことである。この傾向は、今後も継続すると見込まれるので、将来に向けた施設の在り方について、検討されたい。

エ 利用許可申請書の様式について（要望事項）

使用料を定める農産物加工施設の設置及び管理に関する条例別表の利用の区分のいずれか（農産物加工の起業活動支援又は農産物加工体験、技術研修等）を記載する欄がない。また、複数の日にわたって利用する場合に、利用日ごとの利用時間（開始及び終了）を記載するようになっていない。

利用許可申請書は、使用料を算定する基礎となる書類であるため、様式の改正について、検討されたい。

(9) 公の施設の指定管理者：株式会社ミツミファーム（指摘事項 2 件、要望事項 1 件）

対象施設：粕川農産物加工施設

ア 事業報告書について（指摘事項）

事業報告書において、公の施設の管理に関する基本協定書で規定している記載す

べき項目の一部が漏れたまま提出していた。

平成30年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、公の施設の管理に関する基本協定書にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 雇用管理事務について（指摘事項）

(ア) 雇用契約書について

雇用契約書において、労働基準法等で規定している、明示しなければならない労働条件の一部が明示されていなかった。

労働基準法等にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 賃金の支払について

賃金の支払において、労働基準法では、一定の期日を定めて支払わなければならないと規定しているが、その期日に支払っていない月が複数あった。

労働基準法にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

ウ 施設の有効活用に向けた検討について（要望事項）

令和6年度は第1加工室のみが利用され、第2、第3、第4及び第5加工室は一度も利用されていない状況である。また、市所管課と協力し、市広報で自主事業の参加者を募集するなど、利用者数増加に向けて対策しているものの、利用者がほぼ限定されている状況である。

この状況は、今後も継続すると見込まれるので、当該施設が広く市民に有効活用されるよう、市所管課と連携し、指定管理者としてできることについて、検討されたい。

(10) 農政課（指摘事項1件、要望事項2件）

ア 事業報告書について（指摘事項）

事業報告書において、公の施設の管理に関する基本協定書で規定している記載すべき項目の一部が漏れているにもかかわらず、提出を受けていた。

平成30年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、公の施設の管理に関する基本協定書にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 施設の在り方について（要望事項）

令和6年度は第1加工室のみが利用され、第2、第3、第4及び第5加工室は一度も利用されていない状況である。また、市広報で指定管理者による自主事業の参加者を募集するなど、利用者数増加に向けて対策しているものの、利用者がほぼ限定されている状況である。

この状況は、今後も継続すると見込まれ、更に、ボイラーをはじめ施設が老朽化していることから、将来に向けた施設の在り方について、検討されたい。

ウ 利用許可申請書の様式について（要望事項）

使用料を定める農産物加工施設の設置及び管理に関する条例別表の利用の区分のいずれか（農産物加工の起業活動支援又は農産物加工体験、技術研修等）を記載する欄がない。また、複数の日にわたって利用する場合に、利用日ごとの利用時間（開始及び終了）を記載するようになっていない。

利用許可申請書は、使用料を算定する基礎となる書類であるため、様式の改正について、検討されたい。